

第24回 総会議事録

1 開催の日時 令和4年6月28日(火) 午後2時00分～午後3時5分

2 開催の場所 島根県民会館 3階 303会議室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第143号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第144号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第145号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第146号 松江市農用地利用集積計画の決定について

議 第147号 松江農業振興地域整備計画の変更について

報告第 42号 会長専決処分の報告

報告第 43号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(16名) 欠席委員(2名) 遅刻委員(0名)

1番 石倉 由美子 (出)	2番 足立 裕子 (欠)	3番 勝田 達雄 (出)
4番 宮廻 彰夫 (欠)	5番 渡部 文明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 角田 正紀 (出)	9番 岸本 定朝 (出)	10番 角 智則 (出)
11番 青砥 芳美 (出)	12番 磯部 美津子 (出)	13番 吉岡 雅裕 (出)
14番 松本 喜次 (出)	15番 永江 りえ (出)	16番 矢野 秀行 (出)
17番 富士本 数彦 (出)	18番 高橋 裕典 (出)	19番 三島 進 (出)

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	大谷 敦夫	農地係主事	石原 裕子
農地係長	野津 慎一	農地係主事	岸本 康作
農地係主任	佐藤 努	行政専門員	森田 稔

6 会議内容

議長
(三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第24回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、2番委員、4番委員、から提出されています。現に在任する委員の数、18名のうち、16人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。10番委員、12番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主事と岸本主事にお願いします。それでは、議事にはいります。議第143号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

失礼します。まず初めに、お手元の議案の4ページについて合計欄の記載漏れがありましたので議案の差し替えをお願いいたします。差し替えするページにつきましてはお手元にお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

それでは、議第143号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は7件17筆で、いずれも所有権移転の案件です。

初めに、10番の案件についてご説明いたします。申請は、下佐陀町の現況畑の田1筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、申請地は居住地と離れており、管理が困難なためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、隣地に自作地があり、一体とした利用が見込めるためです。受人の世帯は、管理機、噴霧器等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、11番の案件についてご説明いたします。申請は、川原町の畑1筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、受人からの要望のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、申請地は居住地の隣地であり、耕作に便利なためです。受人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。つづいて、12番の案件についてご説明いたします。申請は、大庭町の田5筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、家庭の事情によるためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、家庭の事情によるためです。受人の世帯は、軽トラクター、草刈機、管理機、耕運機、トラクター等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、13番の案件についてご説明いたします。申請は、東忌部町の畑1筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、受人からの要望のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、隣接に自作地があり、一体とした耕作が見込めるためです。受人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、14番の案件についてご説明いたします。申請は、八雲町熊野の畑2筆と田4筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、申請地は居住地と離れており、管理が困難なためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受

理由は、申請地の隣地に居住し、自作地として、耕作をするためです。受人の世帯は、耕運機、田植機等の農業用機械をリース及び所有される予定です。また、受人は新規就農者になるため営農計画書が提出されています。JAの支援を受けながら、まずは、産直での販売を目標に準備をされています。来年からは営農塾にも通われる予定です。取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、15番の案件についてご説明いたします。申請は、八雲町東岩坂の田2筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、申請地は居住地と離れており、管理が困難なためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、自作地として、耕作をするためです。受人の世帯は、草刈機、田植機、トラクター、コンバイン等の農業用機械を所有されています。また、受人は新規就農者になるため営農計画書が提出されています。所有されている機械は事前に購入されたものです。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

最後に、16番の案件についてご説明いたします。申請は、宍道町白石の田2筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、申請地は居住地と離れており、管理が困難なためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、申請地は居住地の近くに位置し、耕作に便利なためです。受人の世帯は、トラクター、田植機、草刈機等の農業用機械を所有されています。取得後は、水稻と野菜と果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしくご願ひいたします。

議 10番委員
議 長

それでは現地調査班からの報告をお願いします。

いずれの案件も事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでございますので、採決いたします。議第143号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第143号は原案のとおり許可することに決します。次に議第144号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

議第144号、農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案の6ページと併せて、農地法第4条の説明資料をご覧ください。初めに4条10番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は東持田町の5筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、建売住宅です。転用面積は1,121㎡、所要面積は隣接する山林と合わせて1,161.52㎡です。事業計画ですが、申請地を整備して建売住宅4棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

事 務 局	次に4条11番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町上講武の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、令和4年6月14日付けで農振除外済みです。転用目的は、墓地・駐車場です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は42.98㎡、所要面積も同様の42.98㎡です。事業計画ですが、この度墓地を移転するために農振除外申請をされ、これにあわせて駐車場部分も農振除外と転用申請をされたものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
議 長	次に4条12番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は玉湯町林の1筆の一部です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和4年6月14日付で農振除外済みです。転用目的は、墓地及び通路です。転用面積は14.3㎡、所要面積も同様の14.3㎡です。事業計画は、現在山中にある墓地を自宅近くに移転し併せて進入路を新設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
議 員	以上、上程いたしました案件は、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議 員	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
議 員	事務局からの説明にあった通り、許可相当であると判断いたしました。
議 員	それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。初めに、議第144号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号11番以外の案件について採決いたします。議第144号のうち、番号11番以外の案件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第144号のうち、番号11番以外の案件について、原案のとおり許可することに決めます。次に、議第144号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号11番について、採決いたします。議第144号の番号11番は、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第144号の番号11番は、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。次に議第145号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議第145号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案の8ページと併せて、農地法第5条の説明資料をご覧ください。 初めに、5条32番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は秋鹿町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和C区域です。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積が40%を超えていることから第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用区域外です。転用目的

は、建売住宅です。転用面積は 1,198 m²、所要面積は隣接する雑種地等と合わせて 1,605.86 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して建売住宅 6 棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 3 3 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は古志町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、過去に土地改良があることから第 1 種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、令和 4 年 6 月 1 4 日付けで農振除外済みです。転用目的は、分家住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第 3 3 条第 4 号で集落接続に該当します。転用面積は 329 m²、所要面積も同様の 3 2 9 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して分家住宅 1 棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 3 4 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西浜佐陀町の 3 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域です。農地区分は、過去に土地改良があることから第 1 種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、長屋住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第 3 3 条第 4 号で集落接続に該当します。転用面積は 1, 1 6 6 m²、所要面積も同様の 1, 1 6 6 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して長屋住宅 2 棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 3 5 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域です。農地区分は、1 0 ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は 3 3 8 m²、所要面積は実測面積で 3 3 8. 1 6 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅 1 棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 3 6 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は上東川津町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域です。農地区分は、1 0 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、建売住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第 3 3 条第 4 号で集落接続に該当します。転用面積は 2, 7 5 5 m²、所要面積も同様の 2, 7 5 5 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して建売住宅 1 0 棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 3 7 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東持田町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和 4 年 6 月 1 4 日付けで農振除外済みです。転用目的は、●●●の建築です。許可該当条項は、農地法施行規則第 3 3 条第 3 号で、農業従事者の良好な生活環境を確保する施設に該当します。転用面積は 962 m²、所要面積も同様の 962 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して●●●を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましては

ご覧のとおりです。

次に、5条38番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は島根町大芦の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は56㎡、所要面積も同様の56㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地に隣接する個人住宅を建て替えることに併せて、対象地を駐車場として整備するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条39番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町下意東の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和4年6月14日付で農振除外済みです。転用目的は、駐車場です。転用面積は69㎡、所要面積も同様の69㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備して隣接する●●●の駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条40番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町入江の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和4年6月14日付けで農振除外済みです。転用目的は、駐車場です。転用面積は293㎡、所要面積も同様の293㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条41番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は西浜佐陀町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域、緩和B区域です。農地区区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第2号で、第1種農地内で行う一時転用に該当します。転用目的は、駐車場です。転用面積は2,180㎡、所要面積も同様の2,180㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和6年3月31日までです。事業計画ですが、申請地の隣接地で行われている、共同住宅の工事のための工事用車両駐車場として一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条42番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の1筆の一部です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和B区域です。農地区区分は、街区の面積に占める宅地の面積が40%を超えていることから第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、看板設置です。転用面積は2.10㎡、所要面積も同様の2.10㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条43番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は大野町の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内農地で行う一時転用に該当

事務局

します。転用目的は、現場事務所です。転用面積は 313 m²、所要面積も同様の 313 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和 5 年 4 月 30 日までです。事業計画ですが、申請地を、●●●●工場の現場事務所、駐車場等として使用するために一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 4 4 番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は古曾志町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 C 区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、分家住宅です。転用面積は 99 m²、所要面積は隣接する宅地と合わせて 237.18 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備して分家住宅 1 棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 4 5 番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 B 区域です。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積が 40%を超えていることから第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は 440 m²、所要面積も同様の 440 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅 1 棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 4 6 番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は佐草町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和 4 年 6 月 14 日付で農振除外済みです。転用目的は、●●●●です。転用面積は 1,665 m²、所要面積も同様の 1,665 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画は、申請地に●●●●を整備するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 4 7 番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町佐々布の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域であることから第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、資材置場です。転用面積は 795 m²、所要面積も同様の 795 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和 7 年 6 月 30 日までです。事業計画ですが、申請地の隣の住宅団地造成工事に伴い、資材置場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、農地法第 5 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長
10 番 委員

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

いずれの案件も、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断しました。

議長

それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長

ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第 1 4 5 号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号 3 3 番、3 4 番、3 6 番、3 7 番、

議	長	41番以外の案件について採決いたします。議第145号のうち、番号33番、34番、36番、37番、41番以外の案件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第145号のうち、番号33番、34番、36番、37番、41番以外の案件については、原案のとおり許可することに決めます。次に、議第145号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号33番、34番、36番、37番、41番について、採決いたします。議第145号の番号33番、34番、36番、37番、41番は、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第145号の番号33番、34番、36番、37番、41番は、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。次に議第146号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		議第146号の「所1番、2番」は13番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思っております。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思います。
議	長	事務局から、農業委員会法第31条の規定により、関係する委員に、退席をお願いする案件があるとの説明がありました。については、議第146号の所1番、2番の案件について、先議したいと思っております。そうしますと、農業委員会法第31条第1項の規定により、所1番、2番について、13番委員はこの議事の間、退室願います。
		(13番委員が退室)
議	長	それでは、議第146号の所1番、2番の案件について、事務局より説明願います。
議	務	局
		それでは議第146号「松江市農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画の所有権移転についてご説明をいたします。
		所1は、古江地区の案件で、田3筆の売買による所有権移転です。所2は、生馬地区の案件で、田2筆の売買による所有権移転です。いずれも、譲渡人は農地の管理が出来ないため、譲受人も経営規模拡大の要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。
議	長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第146号の所1番、2番の案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第146号の所1番、2番の案件については、原案のとおり決定することに決めます。それでは、13番委員の除斥を解きます。
		(13番委員が入室)
議	長	それでは、議第146号の所1番、2番以外の案件について、審議したいと思います。事務局より説明願います。
事	務	局
		続いて、農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。利1は、忌部地区、更新案件です。利2～4は島根地区、利2は更新案件、利3、4は新規案件です。

事務局 利5～8は八束地区、新規案件です。今回の利用権設定における所有権移転の地目別面積は、田8,243㎡、畑0㎡、計8,243㎡。相対契約の地目別面積は、田3,520㎡、畑4,562㎡、計8,082㎡となります。

以上、ご審議のほど、お願いいたします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 (質疑応答)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第146号の番号1番、2番以外の案件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第146号の番号1番、2番以外の案件は、原案のとおり決定することに決めます。次に議第147号「松江農業振興地域整備計画の変更について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議第147号松江農業振興地域整備計画の変更(一般管理)について、ご説明をいたしますので、お手元の資料をご覧ください。座って説明させていただきます。一般管理と言いますのは、個人住宅など急を要するものについて、年2回の4月と10月に申し出を受け付け農用地区域から除外する手続きのことです。この度、ご審議頂きますのは、令和4年4月受付の案件でございます。まず、「松江農業振興地域整備計画変更理由書(案)」とあるものをご覧ください。ページをめくっていただきまして1ページ目は今回、どのような変更理由で、この度の整備計画の変更が行われるかを一覧にしたものです。この表は農用地区域から除外する土地を表しており、変更理由ごとに整理しております。この度の変更理由は工場事務所等の用地、一般住宅などの2つの変更理由となっております。また、農用地区域に含める土地とは、一度農振除外をした農地を、再度農用地区域に編入する土地を表しております。続きまして、2ページの農用地利用計画変更総括表は、今回の計画変更によって、農用地区域の面積がどのように変わるかを一覧にしたものです。合計で編入により田が14アール増え、除外により畑が10アール減少し、合計で4アールの農地が増えます。めくっていただきまして、3ページから4ページの変更土地調書ですが、こちらは除外する土地情報と、編入する土地情報でありまして、今回は除外7件、編入1件の申出を受け付けています。めくっていただきまして、5ページ以降の変更要件確認表については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件について各申出が要件に適合していることについて示した一覧です。なお、除外にあたっては、今からご説明します5つの要件が必要となります。農用地以外に代替地がなく緊急性があること。周辺農地の集団化・農作業の効率化を妨げない事。地域の担い手の営農に支障を及ぼさない事。農道や水路などの各施設に影響がない事。土地改良事業が行われて8年以上経過した土地であること。以上の要件が必要となっております。それでは続きまして、「松江農業振興地域整備計画 変更理由書付図(案)」をご覧ください。こちらの資料は裏面に事業計画図が記載されております。それでは整理番号順に説明します。

初めに、整理番号1の説明をいたします。申請地周辺は、平成25年6月に地産地消を基本とする地元農産物の促進販売と高齢化社会に対応する施設を建設するため、除外の決定を受けています。この度、道路の一部において除外申請しないまま道路工事が完了していることが判明し申請に至りました。

つづいて整理番号2の説明をいたします。目的は分家住宅の建築です。本家の耕作

事 務 局	を手伝うには、近接地に建築することが望ましく、必要な面積を満たす非農地を含め検討したが見つからず、他に代替すべき土地はないと考えます。 つづいて整理番号 3 の説明いたします。目的は農家住宅の建築です。本家では事業計画者の祖母と伯父が営農しているが、今後は事業計画者が農業を引き継ぐ。また、高齢の祖母の介護も必要となるため、本家の付近で非農地を含め検討したが見つからず、他に代替すべき土地はないと考えます。 つづいて整理番号 4 の説明をいたします。目的は分家住宅の建築です。本家には事業計画者夫婦と父と伯父の 4 人で暮らしていますが、本家が老朽化のうえ、土砂災害警戒区域に指定されたため、転居の必要が生じました。本家は、営農をしており、営農を継続するためにも、自己所有の農地付近での建築が必要です。非農地を含め検討したが見つからず、他に代替すべき土地はないと考えます。 つづいて整理番号 5 の説明をいたします。目的は駐車場の建設です。近隣住民や近隣の事業主から、当該地を駐車場として利用したいという要望を受けています。目的地付近ではアパートの開発等があり、駐車場が不足しています。他に適当な土地を検討したが見つからず、他に代替すべき土地はないと考えます。 つづいて整理番号 6 の説明をいたします。目的は、事務所及び作業所等の移転である。事業計画者は、鳥獣駆除に関する事業を経営しているが、年々需要が高く従業員の数も増えてきている。現在の事務所や作業場では手狭のため、今回の計画に至った。八雲町を中心に活動しており、現在の事務所がある八雲町を中心に土地を探したが必要な面積を満たす土地がなく、他に代替できる土地はないと考える。 つづいて整理番号 7 の説明をいたします。整理番号 7 は、●●●●による携帯電話無線基地局の設置です。総務省の認定を受けて事業を行っており、農用地区域における開発許可不要の案件でございまして。周辺農地への影響もないと認められることから受付をいたしております。 最後に、整理番号 8 の説明をいたします。整理番号 8 については、過去に●●●の移転建設に伴い農振除外を行いました。建設の段階で地盤が想定以上に緩く、●●●●の建設には向かないことが判明し、今後は優良農地として耕作するため編入するものです。以上、簡単ではありますが、ご説明させて頂きました。これらの申出について、松江市農政課としましては、農用地区域の変更に関する法的基準を全て満たしていると判断しております。 説明の方は以上になります。ご審議の程、よろしく願いいたします。
議 長	対象農地につきましては、今月 1 日に、議席番号 2 桁の委員により、現地調査が行われております。代表者から、報告をお願いします。
1 1 番 委 員	1 班が行った現地調査においては、事務局からの説明にあつたとおり、いずれの案件も問題なしと判断いたしました。
議 長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査の代表者からの報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。議第 1 4 7 号は 原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第 1 4 7 号は原案のとおり同意することに決めます。次に、報告に入ります。報告第 4 2 号「会長専決処分報告」報告第 4 3 号「事

議
事
議

務

長 務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

(報告)

長 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了
しましたので、第24回松江市農業委員会総会を閉会いたします。